令和８年度第１回
市　有　財　産　売　払　い
参　加　案　内　書
【物件番号 801】

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札への参加を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分に把握したうえで参加してくださるようお願いします。

○入札参加申込受付期間

令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 25 日（金）まで

＊土日祝日を除く午前８時 30 分から午後５時 00 分まで

○入札参加申込受付場所

丸亀市　総務部　財務課　財産活用担当

〒763-8501　丸亀市大手町二丁目４番 21 号　丸亀市役所４階

℡　0877-24-8864（直通）

丸亀市総務部財務課財産活用担当

一般競争入札による市有財産売払いの概要

①　入札参加申込

◆入札参加申込受付期間

令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 25 日（金）

土日祝日を除く午前８時 30 分から午後５時 00 分まで

◆入札参加申込受付場所

〒763-8501　丸亀市大手町二丁目４番 21 号

丸亀市役所　４階　総務部　財務課　財産活用担当

必要書類を持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、申込受付期間内に必着とします。

②　入札保証金の納付

◆入札保証金納入通知書の送付

一般競争入札参加申込書等を確認し、入札保証金の納入通知書を送付します。

◆入札保証金の納付期限

令和８年 12 月 28 日（月）午後５時 00 分まで

上記期限内に、入札保証金を丸亀市発行の納入通知書により納付してください。

◆入札保証金提出書等の提出

入札保証金提出書に必要事項を記入・押印のうえ、納入通知書兼領収書のコピーを添付し、期限までに提出してください。

◆入札保証金提出書等の提出期限及び提出先

提出期限　令和８年 12 月 28 日（月）午後５時 00 分まで

提出先　　〒763-8501　丸亀市大手町二丁目４番 21 号

丸亀市役所　４階　総務部　財務課　財産活用担当

※郵送による場合は、期限内に必着とします。

◆入札保証金の返還

落札者以外の者の入札保証金の返還には、概ね２週間要します。

③　入札（入札書提出は持参のみ可）

◆入札日時

令和 9 年 1 月 12 日（火）午前 10 時 00 分

◆入札場所

丸亀市役所　3 階　304 会議室

※代理人による入札は入札開始前に委任状の提出が必要です。

※入札場所に立入ることのできる者は入札参加者のみです。

※遅れた場合は、入札に参加できません。

④　開札

◆開札日時

入札日時に同じ（入札終了後、直ちに行います）

◆開札場所

入札場所に同じ

◆開札の立会

入札者立会いのうえで開札します。入札者等入札関係者以外の方は、開札会場に立入ることはできません。

◆落札の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

＊同価の入札をした者が２人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

⑤　契約の締結

◆売払決定通知

落札者には、落札決定後速やかに売払決定通知書を郵送し、通知します。

◆契約締結期限

売払決定通知書を受け取った日の翌日から起算して 20 日以内に売買契約を締結していただきます。落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、売払決定を取消し、入札保証金は市に帰属しますのでご注意ください。

◆契約保証金

売買契約締結時に、契約保証金を納付いただきます。なお、納付済みの入札保証金を契約保証金に充当することができます。また、契約者が、Ｐ８の 13 の（７）のアからカのいずれかに該当すると認められる場合には、契約を解除し、契約保証金は市に帰属するものとしますのでご注意ください。

⑥　売買代金の納付、所有権移転、土地引き渡し

◆売買代金納付期限

売買契約締結の日の翌日から起算して 20 日以内に売買代金を全額納付していただきます。なお、納付済みの契約保証金を売買代金に充当することができます。

◆所有権の移転、土地引き渡し

売買代金完納のときに所有権が移転するものとし、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。

◆所有権移転登記

売買代金完納後、丸亀市が行います。登記に要する費用は、落札者の負担となります。登記完了後、登記識別情報通知等の書類をお渡しします。

目　次

○　市有財産売払い参加案内書

１　売払いの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１
２　一般競争入札に付す市有財産・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１
３　入札参加を申し込まれる前に・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１
４　一般競争入札の参加者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
５　共同入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４
６　入札参加申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４
７　入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５
８　入札執行の日時及び場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５
９　入札執行場所への立ち入り・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
１０　入札書の記載方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
１１　入札、開札の際の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
１２　入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７
１３　契約締結及び売買代金納付の際の注意事項・・・・・・・・・・Ｐ　７
１４　所有権の移転等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　８
１５　用途制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　８
１６　その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　９

○　様式１　一般競争入札参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
様式１記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
様式２　誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
様式２記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
様式３　入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
様式３記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
入札用封筒記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
様式４　委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
様式４記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１
様式５　入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２
様式５記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３
様式６　入札保証金提出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４
様式６記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５
土地売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６

○　物件調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３０

参加案内書

1　売払いの方法

一般競争入札

2　一般競争入札に付す市有財産

物件番号　　801

予定価格　　13,103,790 円（32,200 円/㎡）

入札保証金　　660,000 円

契約保証金　　契約金額の 100 分の 10（万円未満切り上げ）

所在地等　丸亀市土器町東三丁目 146 番 7　宅地　406.95 ㎡

※物件の詳細については物件調書をご覧ください。

3　入札参加を申し込まれる前に

（1）この「令和 8 年度第 1 回市有財産売払い参加案内書」（以下、「参加案内書」という。）をよくお読みください。

①本参加案内書には、契約内容、物件調書など、必要なことが記載されています。

②物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙したものであり、現時点で変更されている場合があります。申し込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現状と異なる場合があり、これを特定するものではありません。物件調書の記載事項と現状に差異が生じた場合には現状が優先されます。

（2）売買物件は、現状有姿での引渡しです。

①売買物件には、当該物件上の全ての工作物（柵など）、雑草などを含みます。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状が優先し、契約後における物件引渡しも現状有姿で行われます。

②売買物件に越境物がある場合についても現状有姿での引渡しとなります。落札者の責任に置いて相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

③売買物件の地盤調査は行っておりません。地盤及び土壌に関して工事、地盤改良等が必要な場合につきましても、落札者の負担で処理していただきます。

④売買物件のために市道に給水管を新たに新設しておりますが、個人管となるため、土地の売買と同時に、落札者に所有権移転が行われるものとします。(ただし、この新設給水管が漏水した場合については、香川県水道企業団中讃ブロックセンターで対応します)

（３）建築制限等については、あらかじめご自身で確認してください。

①売買物件に対する都市計画法、建築基準法その他法令等については、事前に入札参加者自身で関係機関に十分確認し、各機関からの指導等については必ずこれを遵守してください。なお、購入後、工事等を行う際には、各種法令等の規制を遵守し、かつ、近隣住民への配慮をお願いします。

②各種供給処理施設（電気、上下水道等）の売買物件敷地内への引き込み、空中架線の撤去、売買物件敷地からの排水施設の設置、接面道路上及び売買物件敷地内にある電柱・街灯・交通標識・街路樹・ゴミ集積場等の移設及び車両乗入施設の設置、埋蔵文化財包蔵地である場合の発掘調査等の手続き費用は落札者本人負担となります。詳細についてはあらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。

（４）事前に必ず現地及び周囲の構造等の現況を確認してください。

現地見学会は行ないませんので、事前に必ず現地及び周囲の構造等の現況を確認してください。確認の際には、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス・柵など工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の迷惑となるような行為をしないようにお願いします。

（５）入札結果は公表します。

入札結果は市ホームページで公表します。(①落札、不調の別、②契約金額、③契約年月日)。了承した上で参加してください。

４　一般競争入札の参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札の参加者となることができません。

（１）　成年被後見人又は被保佐人

（２）　破産者で復権を得ない者

（３）　一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため

に連合した者

（４）　市有地の売払いに関する事務に従事する丸亀市職員

（５）　暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者

（６）　自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者

（７）　暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者

（８）　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（９）　第５号から前号までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められる者

（１０）　第５号から第８号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる者

（１１）　入札参加申込みの際の誓約書の内容について誓約できない者

（１２）　その他市長が不適当と認める者

５　共同入札

１つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。土地の名義を共有にする場合は、共同入札により入札に参加してください。

共同入札する場合は、共同入札者の中から１名の代表者を決定してください。入札参加申込手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。

６　入札参加申込み

入札参加希望者は次の期間内に、下記の提出書類を総務部財務課財産活用担当（市役所４階）へ提出してください。なお、郵送による場合は受付期間内に必着とします。

受付期間　令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 25 日（金）まで

＊土日祝日を除く午前８時 30 分から午後５時 00 分まで

提出先　　〒763-8501　丸亀市大手町二丁目４番 21 号

丸亀市役所４階　総務部財務課財産活用担当

提出書類　◆一般競争入札参加申込書

◆誓約書

◆住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

＊住民票の写し、法人登記事項証明書は発行日から ３ ヶ月以内のものを添付してください。

注意事項

（１）　上記の期間内に必要書類の提出がない場合は、入札に参加することはできません。

（２）　共同入札による入札参加申込みの場合は、共有者全員の住民票抄本の提出が必要です。

（３）　共同入札による入札参加申込みをしない場合は、落札物件の名義を共有にすることはできません。

7　入札保証金

一般競争入札参加申込書等の提出後、入札保証金納付期限までに入札保証金を納付し、その納付を証する入札保証金提出書等を提出してください。未提出の場合、入札に参加できません。入札保証金の納付方法等は次のとおりです。

（１）　市からの納入通知書の送付

一般競争入札参加申込書等の提出後、丸亀市から速やかに入札保証金の納入通知書が送付されます。

（２）　入札保証金の納付

入札参加者は、入札保証金納付期限までに、入札保証金を丸亀市が発行する納入通知書により指定の金融機関で納付してください。

入札保証金納付期限　令和８年 12 月 28 日（月）午後５時

（３）　入札保証金提出書の提出

入札保証金の納付後、入札保証金提出書に必要事項を記入し、押印のうえ、入札保証金納付時に金融機関から受け取る「納入通知書兼領収書」のコピーを添付し、期限までに提出してください。

提出期限　　令和８年 12 月 28 日（月）午後５時 00 分まで

提出先　　〒763-8501　丸亀市大手町二丁目４番 21 号

丸亀市役所４階　総務部財務課財産活用担当

＊郵送による場合は、期限内に必着とします。

（４）　入札保証金の返還について

落札者以外の者の入札保証金は、あらかじめ入札者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により返還します。なお、返還手続きには概ね２週間を要します。（入札保証金には、利子を付しません。）

8　入札執行の日時及び場所

入札日時　　令和９年１月 12 日（火）　午前 10 時 00 分から

入札場所　　丸亀市役所　３階　　304 会議室

入札終了後、直ちに同所で開札を行います。

９　入札執行場所への立ち入り

入札に参加する方以外は、入札執行場所に立ち入ることはできません。

１０　入札書の記載方法

（１）　入札書は、所定の様式により、入札参加資格者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の住所・氏名も併記)、物件番号、入札金額を記入し、押印のうえ、封筒に入れ封かんし、上記入札執行の日時及び場所に入札者が出席して当該入札書を提出しなければなりません。尚、封筒には宛て名、契約の目的、入札者名等を記入してください。

（２）　入札書は黒又は青のボールペン等（鉛筆・消えるボールペンを除く。）で記入してください。

（３）　提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回することができません。

（４）　入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に￥のマークを記載してください。

（５）　入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

（６）　契約しようとする金額を記入してください。

１１　入札、開札の際の注意事項

（１）　入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。ただし、入札を辞退する場合は、必ず入札辞退届を提出してください。

（２）　入札に参加する方以外は、入札執行場所に立ち入ることはできません。

（３）　代理人が入札する時は、入札開始前に委任状を提出してください。この場合、２人以上の入札者を代理し、又は入札者が他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

（４）　開札は入札終了後、直ちに入札者立ち会いのもと行います。

（５）　落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって入札した者とします。

（６）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定します。

（７）　入札終了後、落札者に対して契約についての説明を行います。

１２　入札の無効

（１）　一般競争入札に参加する資格を有しない者又は委任状を提出しない代理人がした入札

（２）　入札書に記名押印又は自署でない入札

（３）　同一の入札者がした２以上の入札

（４）　入札書に記入した文字が解読し難い入札

（５）　入札書の金額を訂正した入札

（６）　入札に関し不正の行為を行った者がした入札

（７）　入札保証金を納めず、又はこれが不足している者がした入札

（８）　郵送による入札

（９）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定する事項に違反した入札

１３　契約締結及び売買代金納付の際の注意事項

（１）　落札者の決定をしたときは、速やかに売払決定通知書を郵送し、通知します。

（２）　落札者は、売払決定通知書を受け取った日の翌日から起算して 20 日以内に売買契約を締結しなければなりません。契約締結には登録印鑑にて押印いただきますので、登録印鑑と印鑑登録証明書（1 通）が必要です。

（３）　落札者が前項の期間内に契約を締結しない場合、又は入札参加資格等に違反したと認められる場合は、落札者の決定を取消し、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属するものとします。

（４）　落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納めなければなりません。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。

（５）　落札者は、契約締結の際に、身分証明書（戸籍法第 10 条の規定に基づき発行する戸籍に関する証明書で、本籍地の市町村役場で交付されます。）を提出していただく場合があります。

（６）　契約者は、契約締結の日の翌日から起算して 20 日以内に売買代金の全額を納めなければなりません。なお、契約者が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

（７）　契約者が次のいずれかに該当すると認められる場合には、契約を解除し、契約者が納付した契約保証金は、市に帰属するものとします。

ア　申請が偽りその他不正の手段によって行われたとき。

イ　資格要件を欠くとき。

ウ　指定された日までに契約を締結しないとき。

エ　売買代金を指定期日までに支払わないとき。

オ　契約に違反したとき、又は契約に定める義務を履行しないとき。

カ　売払決定の取消し及び契約の解除の申出をしたとき。

（８）　売買契約に要する費用（印紙税等）は、契約者の負担となります。

１４　所有権の移転等

（１）　所有権の移転

売買代金が全額納付されたときに売買物件の所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡すものとします。現地での引渡しは行いません。また、所有権の移転までの間、物件の使用はできません。

（２）　所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金の完納後、市において行いますが、その際、登記に必要な登録免許税及びその他の費用は、契約者の負担となります。

１５　用途制限

土壌汚染を発生させるおそれのある事業及び使い方をすることや、社会的非難を受けるおそれのある事業等の用に供することを禁止します。また、風俗営業等の業務及び集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など、公序良俗に反する事業等の用に供することを禁止します。

「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業及び第４項から第 11 項に規定する風俗関連営業をいいます。

その他不適当等と認められる事業、営業の形態及び行為の用に供することを禁止しま

す。

１６　その他の注意事項

（１）　今回の市有財産の売払いについては、丸亀市契約規則、丸亀市市有地処分規程及び丸亀市入札心得の定めに従って行います。

（２）　追加の書類提出等、後日市から指示のあった事項については、速やかに対応してください。

（３）　売払いする市有財産は、現況の状態で引渡しとなります。現地調査により現況を十分把握したうえ、入札に参加してください。

（４）　市有財産の利用に関して、法令等に基づく制限や不動産取得税等については、関係機関にお問合せください。

（５）　本市有財産については、売買に伴い令和８年12月に西側市道の地下に給水管敷設工事を実施し、令和９年３月に西側市道の本復旧工事を予定しているため、所有権移転後においても、当該地に工事車両等が駐車する場合があることを了承ください。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永恭二　様

一般競争入札参加申込書

申込者　住　所（法人にあっては所在地）

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

連絡先電話番号

共有者　住　所（法人にあっては所在地）

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

連絡先電話番号

※共同入札の場合に記入が必要です。

入札参加申込物件

物件番号	所　在　地
801	丸亀市土器町東三丁目 146 番 7

令和 9 年 1 月 12 日に丸亀市が執行する一般競争入札（市有財産売払い）について、別紙誓約書の内容をすべて了承したうえで参加を申し込みます。なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。

添付書類　　＊誓約書

＊住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

※　共同入札の場合は、共有者全員の住民票の写しが必要です。

記載例

（様式１）

提出日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

丸亀市長　松永恭二　様

一般競争入札参加申込書

記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。）

申込者　住　所（法人にあっては所在地）

〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

丸　亀　太　郎　　㊞

連絡先電話番号　〇〇-〇〇〇〇

共同入札を行う場合は記入してください。
記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。）

共有者　住　所（法人にあっては所在地）

〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

丸　亀　花　子　　㊞

連絡先電話番号　〇〇-〇〇〇〇

※共同入札の場合に記入が必要です。

入札参加申込物件

物件番号	所　在　地
801	丸亀市土器町東三丁目 146 番 7

令和 9 年 1 月 12 日に丸亀市が執行する一般競争入札（市有財産売払い）について、別紙誓約書の内容をすべて了承したうえで参加を申し込みます。なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。

添付書類　　＊誓約書
＊住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

※　共同入札の場合は、共有者全員の住民票の写しが必要です。

（様式2）

誓　約　書

以下を誓約いたします。

今般、丸亀市の市有財産売払いに参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

１．私は、次に掲げる入札に参加することのできない者のいずれにも該当しません。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の４第１項に規定する、一般競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者

（２）　施行令第167条の4第2項各号に該当する者と認められる者

（３）　上記（２）に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（４）　地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員（以下「暴力団員」という。）

（６）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

２．私は、落札しようとする物件を、暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。

３．私は、次のいずれかに該当する者ではありません。

（１）暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（２）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（３）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あ

（様式2）

るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（４）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者

（５）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

４．私は、暴力団、暴力団員、前記２及び３（１）～（５）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

５．私は、次に掲げる不当な行為を行いません。

（１）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

（２）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。

（４）契約を履行しないこと。

（５）契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められること。

（６）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

（７）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

（８）天災その他不可抗力の事由がなく、履行を遅延すること。

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　様

申込者　住　所（法人にあっては所在地）

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

連絡先電話番号

共有者　住　所（法人にあっては所在地）

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

連絡先電話番号

※共同入札の場合に記入が必要です。

（様式２）

記載例

誓　約　書

以下を誓約いたします。

今般、丸亀市の市有財産売払いに参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

１．私は、次に掲げる入札に参加することのできない者のいずれにも該当しません。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「施行令」という。）第 167 条の４第１項に規定する、一般競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者

（２）　施行令第 167 条の４第２項各号に該当する者と認められる者

（３）　上記（２）に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（４）　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員（以下「暴力団員」という。）

（６）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

２．私は、落札しようとする物件を、暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。

３．私は、次のいずれかに該当する者ではありません。

（１）暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（２）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（３）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あ

るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（４）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者

（５）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

４．私は、暴力団、暴力団員、前記２及び３（１）～（５）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

５．私は、次に掲げる不当な行為を行いません。

（１）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

（２）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。

（４）契約を履行しないこと。

（５）契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められること。

（６）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

（７）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

（８）天災その他不可抗力の事由がなく、履行を遅延す

提出日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

丸亀市長　様

記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。）

申込者　住　所（法人にあっては所在地）

〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

丸　亀　太　郎　　㊞

共同入札を行う場合は記入してください。
記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。）

共有者　住　所（法人にあっては所在地）

〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

丸　亀　花　子　　㊞

※共同入札の場合に記入が必要です。

（様式３）

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永恭二　様

入札者
住　所

氏　名

㊞

代理人
住　所

氏　名

㊞

入　　札　　書

市有地の入札について、丸亀市市有地処分規程の規定を遵守し、契約事項を承知して、次のとおり入札します。

１　入札対象の市有地

物件番号	所　在　地	地　　目	地　　積	用　　途
801	丸亀市土器町東三丁目146番7	宅地	406.95㎡	

２　入札金額

			百万			千			円

記載例

（様式３）

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永恭二　様

記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。）

入札者

住　所　　**〇〇市〇〇町〇〇番地〇**

氏　名

丸　亀　太　郎　　㊞

代理人によって入札する場合は、入札者の欄には、入札者の住所、氏名等を記入し、入札者の押印は不要です。また、必ず、代理人住所、氏名等を記入し、委任状で使用した印鑑で押印してください。

代理人

住　所　　**〇〇市〇〇町〇〇番地〇**

氏　名

丸　亀　花　子　　㊞

入　　札　　書

市有地の入札について、丸亀市市有地処分規程の規定を遵守し、契約事項を承知して、次のとおり入札します。

予定する用途（一般住宅など）を記入してください。

１　入札対象の市有地

物件番号	所　在　地	地　　目	地　　積	用　　途
801	丸亀市土器町東三丁目146番7	**宅地**	**406.95㎡**	〇〇〇〇

２　入札金額　**金額欄にはアラビア数字を用い、頭数字の前に￥のマークを記載してください。**

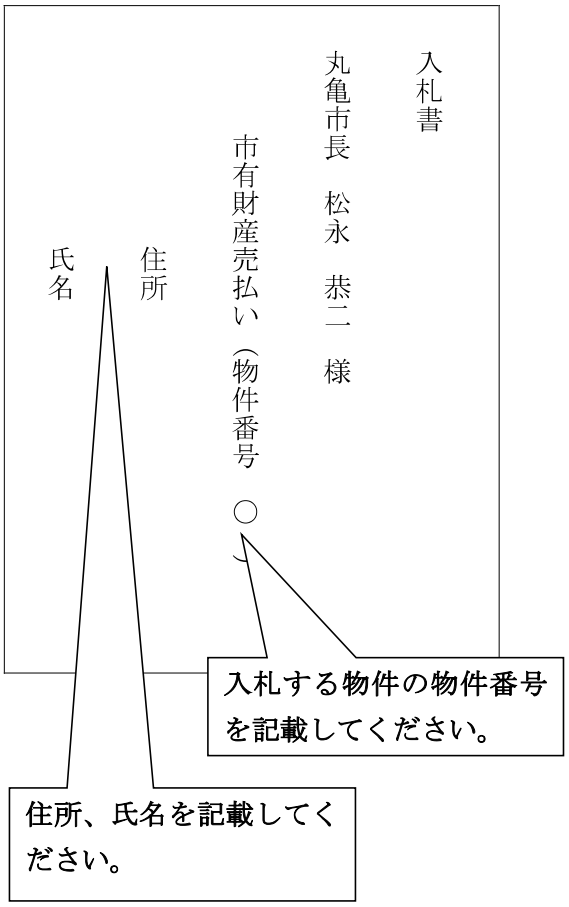
			百万			千			円
		￥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

（注意）

- **提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回することができません。**
- **入札書は黒又は青のボールペン等（鉛筆・消えるボールペンを除く。）で記入してください。**
- **代理人が入札を行う場合は、委任状を提出し、入札書に本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等も併記し、押印してください。**
- **入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。**

《封筒記載例》

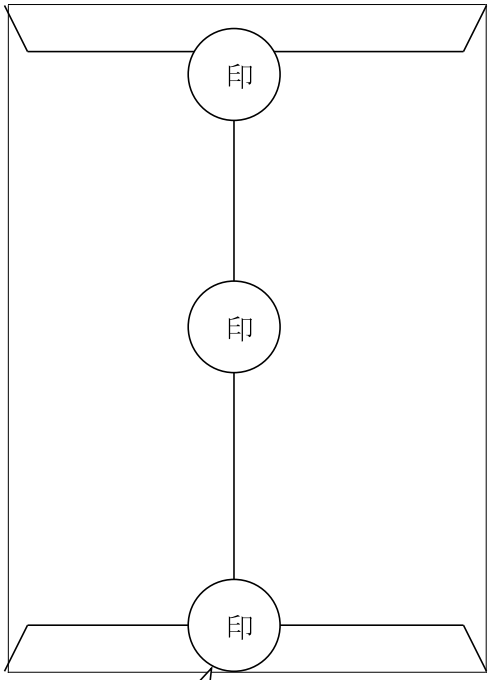
（表）



入札する物件の物件番号を記載してください。

住所、氏名を記載してください。

（裏）



封印に使用する印鑑は、入札書に使用する印鑑を使用してください。押印を省略する場合には、「〆」等を記載して、封印したことを確認できるようにしてください。

（様式４）

委　　任　　状

今般都合により、下記の入札に関する一切の権限を

代理人　　印　　に委任します。

記

１　件　名　　令和８年度第１回市有財産の売払い

（物件番号 801）

２　場　所　　丸亀市役所

上記委任のこと相違ありません。

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永恭二　様

住　所

氏　名　　印

（様式４）

委　　任　　状

押印は認印で構いません。

今般都合により、下記の入札に関する一切の権限を

代理人　〇〇市〇〇町〇〇番地
丸　亀　花　子　　印　に委任します。

代理人（受任者）の住所、氏名等を記入し、押印してください。

記

１　件　名　　令和８年度第１回市有財産の売払い

（物件番号　801　）

２　場　所　　丸亀市役所

上記委任のこと相違ありません。

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永恭二　様

委任者の住所、氏名等を記入し、押印してください。

住　所　〇〇市〇〇町〇〇番地

押印してください。

氏　名　丸亀太郎　　印

（様式５）

丸亀市長　松永　恭二　様

入　札　辞　退　届

入札参加申込物件　　物件番号：801

上記について申し込みましたが、都合により入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　印

（様式５）

丸亀市長　松永　恭二　様

入　札　辞　退　届

入札参加申込物件　　物件番号：**801**

上記について申し込みましたが、都合により入札を辞退します。

提出日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記名・押印又は自署してください。（自署の場合は押印不要です。

住　　所　　**〇〇市〇〇町〇〇番地**

氏　　名　　**丸　亀　太　郎**　　印

（様式6）

入札保証金提出書

令和　　年　　月　　日

丸亀市長　松永　恭二　様

入札者		共有者	
住所	〒	住所	〒
商号又は名称 代表者氏名	㊞	商号又は名称 代表者氏名	㊞
電話番号		電話番号	
携帯番号		携帯番号	

下記の金額を入札保証金として納付します。

納付金額	円

物件番号	801

返還事由が生じた場合、上記入札保証金の返還を請求します。

返還する際は、下記口座へ振り込んでください。

なお、返還につき、入札終了後に２週間程度遅れて返還されること及び入札保証金に利子を付さないことについて異議はありません。

振込先 金融機関 （ゆうちょ銀行を除く）	金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫
			本店・支店・支所・出張所・営業部
	預金の種類	普通預金　・　当座預金	
	口座番号		右詰めで記入
※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	口座名義人 氏名	フリガナ	

（注意）

１．氏名欄には、必ず押印してください。

２．金融機関名、預金の種類欄の該当項目を〇で囲んでください。

３．裏面に入札保証金を納付した際に受け取った納入通知書兼領収書のコピーを貼り付けてください

（様式6）　**記載例**

入札保証金提出書

提出日を記入してください。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

丸亀市長　松永　恭二　様

印鑑を押印してください。

印鑑を押印してください。

入札者		共有者	
住所	〒 ○○○-○○○○ **○○市○○町○○番地**	住所	〒 ○○○-○○○○ **○○市○○町○○番地**
商号又は名称 代表者氏名	**丸亀太郎**　㊞ （共有の場合：持分　○/○　）	商号又は名称 代表者氏名	**丸亀花子**　㊞ （共有の場合：持分　○/○　）
電話番号	○○－○○○○	電話番号	○○－○○○○
携帯番号	○○○－○○○○－○○○○	携帯番号	○○○－○○○○－○○○○

持分割合を明記してください。

持分割合を明記してください。

下記の金額を入札保証金として納付します。

納付金額	○○○○○○○○○円	物件番号	801

参加申込する物件の入札保証金を記入してください。

返還事由が生じた場合、上記入札保証金の返還を請求します。

返還する際は、下記口座へ振り込んでください。

なお、返還につき、入札終了後に２週間程度遅れて返還されること及び入札保証金に利子を付さないことについて異議はありません。

振込先 金融機関 （ゆうちょ銀行を除く）	金融機関名	○○○	(銀行)・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫
		○○	本店・(支店)・支所・出張所・営業部
	預金の種類	(普通預金)　・　当座預金	
	口座番号	○　○　○　○　○　○　○	右詰めで記入
※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	口座名義人名	フリガナ　**マルガメ　タロウ**	
		丸亀太郎	

入札保証金を返還する際の振込先を記入してください。

（注意）

１．氏名欄には、必ず押印してください。

２．金融機関名、預金の種類欄の該当項目を○で囲んでください。

３．裏面に入札保証金を納付した際に受け取った納入通知書兼領収書のコピーを貼り付けてください

土地売買契約書（案）

売払人　丸亀市（代表者　市長　松永恭二）と買受人　　は、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売払人は、次の物件を現状有姿のまま買受人に売渡しするものとする。

所　　在	地　　番	地　目	地積（㎡）
丸亀市土器町東三丁目	146 番 7	宅地	406.95

（売買代金）

第３条　前条物件の売買代金は、金　　円とする。

２　買受人が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、金　　円とし、本契約締結時に売払人が発行する納入通知書により支払うものとする。

２　買受人が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

３　第 11 条の規定により契約を解除したときは、買受人が納付した契約保証金は、市に帰属する。

４　契約保証金には利子を付さない。

（売買代金の支払時期及び方法）

第５条　買受人は、第３条の売買代金を売払人が発行する納入通知書により、契約締結の日の翌日から起算して 20 日以内に売払人に支払わなければならない。

（遅延利息）

第６条　買受人は､前条に定められた納入期限までに第３条の売買代金の納入を怠ったときは、丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例（平成 17 年条例第 82 号）に基づいて計算した金額を遅延利息として売払人に支払わなければならない。

（危険負担等）

第７条　買受人は、この契約締結の日から売買物件の所有権の移転の時までにおいて、当該物件が売払人の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の

減免を請求することができない。

２　買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は本契約に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第８条　売買物件の所有権は、買受人が第３条の売買代金を完納した時に買受人に移転する。

２　売買物件のために新設した給水管については、個人管となるため、売買されると同時に、売払人から買受人に移転するものとする。

３　買受人は、第１項により所有権が移転した後、売払人に対して所有権移転登記の請求をするものとし、売払人は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において、登録免許税その他登記に要するすべての費用は、買受人の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第９条　売買物件は、買受人が第３条の売買代金を完納した時に売払人から買受人に現状有姿のまま引き渡すものとする。

（用途制限）

第１０条　買受人は、売買物件を以下の用途に用いてはならない。

（１）　土壌汚染を発生させるおそれのある事業及び使い方をすること。

（２）　社会的非難を受けるおそれのある事業等の用に供すること。

（３）　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第１項に規定する風俗営業及び第４項から第 11 項に規定する風俗関連営業の用に供すること。

（４）　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など、公序良俗に反する事業等の用に供すること。

（５）　その他不適当等と認められる事業、営業の形態及び行為の用に供すること。

（契約の解除）

第１１条　売払人は、買受人が第５条に定める納入期限までに売買代金の納入を怠ったときその他この契約に定める条項に違反したときは、催告を要せずしてこの契約を解除することができる。

（返還金等）

第１２条　売払人は、前条に定める規定により契約を解除したときは、丸亀市市有地処分規程（平成 17 年訓令第 43 号）第 32 条第３項の規定により、買受人が支払った売買代金から契約保証金相当額を差し引いた額の返還金を買受人に支払うものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　売払人は、契約を解除したときは、買受人の負担した契約の費用は償還しない。

３　売払人は、契約を解除したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用及び損失は償還しない。

（原状回復義務）

第１３条　買受人は、売払人が第 11 条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責めに帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

３　買受人は、第１項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１４条　買受人は、この契約に定める義務に違反したため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第１５条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（疑義の決定）

第１６条　この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義を生じた場合には、売払人と買受人が協議して決定するものとする。

（裁判管轄）

第１７条　この契約に関し紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、売払人及び買受人がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　香川県丸亀市大手町二丁目４番21号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二

買受人

㊞

物件調書

物件番号 801

所在地	地目	地積	
丸亀市土器町東三丁目146番7	宅地	406.95 ㎡	

予定価格	13,103,790円 （32,200円／㎡）			
入札保証金	660,000円			
契約保証金	契約金額の100分の10（万円未満切り上げ）			
接面道路の幅員及び構造	西側で幅員6.0m、北側に4.0mの市道に接している。			
都市計画法及び建築基準法上主な制限	都市計画区域	都市計画区域内（非線引き区域）		
	用途区域	第一種低層住居専用地域		
	日影規制	有		
	建ぺい率	50%		
	容積率	80%		
	防火地域	22条地域		
占有物件等に関する事項	物件の有無	有	物件の内容	電力柱1本（支線有）
供給処理施設の状況	電気	可（引込なし）	四国電力㈱丸亀営業所	
	上水道	可（引込あり）	香川県広域水道企業団	
	下水道	可（引込なし）	丸亀市下水道課	
	ガス	可（引込なし）	四国ガス丸亀支店	
交通機関	JR丸亀駅　約2.8km（道路距離）			
公共施設	小学校	城東小学校　約 0.5km（道路距離）		
	中学校	東中学校　約 1.8km（道路距離）		
参考事項	・この土地は市営住宅（上分団地）の跡地です。 ・土地は現状有姿での引き渡しになります（土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物の調査等は行っておりません）。買受人が所有権移転後、ご自身の費用負担と責任で対処してください。 ・供給処理施設の配線・配管状況は、事前に買受希望者にてあらためて確認いただき、設置については、関係機関に確認の上、所有権移転後、ご自身の費用負担と責任で対処してください。 ・排水管等を必要な方は事前に関係機関に確認の上、所有権移転後、ご自身の費用負担と責任で対処してください。 ・土地の造成整備にあたっては、排水計画等について必ず関係機関及び近隣住民と協議してください。 ・西側市道について、本物件の南側の箇所(位置図★マーク)で、南北に自動車は通り抜けできません。詳細は現地を確認してください。 ・敷地南西角に四国電力及びNTTの支線があります。詳細は現地を確認してください。 ・今回、この物件に対して必要となる給水管を西側市道の地下に新設しますが、個人管となるため、売買と同時に所有権を移転します。ただし、この給水管が漏水した場合は香川県水道企業団中讃ブロックセンターで対応します。			

〇物件調書に記載されている情報（諸規制等）及び現地については必ず買受希望者にて確認してください。

土器町東三丁目146番7

位　置　図

